

第 15 号

令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 下水道事業費用	3,313,153千円	△6,199千円	3,306,954千円
第1項 営業費用	3,231,912千円	△1,249千円	3,230,663千円
第2項 営業外費用	81,241千円	△4,950千円	76,291千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「503,049千円」を「502,485千円」に、「48,030千円」を「85,766千円」に、「455,019千円」を「416,719千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	2,682,715千円	1,312,441千円	3,995,156千円
第1項 企業債	707,102千円	529,600千円	1,236,702千円
第2項 他会計借入金	132,027千円	470,813千円	602,840千円
第3項 補助金	1,335,750千円	334,292千円	1,670,042千円
第4項 負担金	498,975千円	△22,264千円	476,711千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,185,764千円	1,311,877千円	4,497,641千円
第1項 建設改良費	2,399,211千円	1,311,882千円	3,711,093千円
第2項 企業債償還金	676,692千円	△5千円	676,687千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	74,795千円	△2,508千円	72,287千円
（債務負担行為）			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和7年度	千円 1,210

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬